

平成 8年12月12日
建設局長決裁

全部改正 令和 4年11月25日
一部改正 令和 5年12月 1日

大雪時の対応指針

第1章 総則

1 目的

この指針は、冬期の勤務体制や、情報収集・提供などの連絡体制、大雪時の除排雪作業などについて具体的な行動計画をあらかじめ定めることにより、雪害を未然に防止し、あるいは最小化することを目的とするものである。

2 指針の位置付け

この指針は、災害対策基本法（昭和36年11月15日制定）第42条の規定に基づき作成された「札幌市地域防災計画」の「雪害対策編」に示される道路除排雪対応に関する業務計画として定める。

3 定義

大雪とは、ほぼ連續した降雪で、降り始めからの降雪量が概ね30cmに達した、又は達することが予想される場合をいう。

雪害とは、大雪や暴風雪などにより、道路の通行障害や公共交通機関の運休が市内各所で発生する等、市民生活に大きな影響が及んでいる、又は及ぶことが予想される場合をいう。

第2章 組織計画

1 札幌市緊急除排雪実施本部

(1) 本部の設置・廃止基準

雪害の防止又は解消に向けて道路除排雪作業（以下、「雪害対応」という。）が必要となった場合及び、その他市長が必要と認めた場合には、札幌市緊急除排雪実施本部（以下「実施本部」という。）を設置するものとする。

実施本部は、実施本部長が、気象予報や作業の進捗状況を踏まえ雪害対応が概ね完了したと認める場合に廃止するものとする。

(2) 実施本部の構成

実施本部の構成は「札幌市緊急除排雪実施本部組織図」（別図1）のとおりとする。

(3) 実施本部会議

実施本部長は、必要に応じて実施本部を招集し、議長となり会務を統括する。なお、実施本部会議は、雪害対応の状況等により一部の実施本部員の出席をもって開くことができるものとする。

- ①実施本部会議は、実施本部長、副実施本部長、実施本部員及び実施本部長が指名するその他の職員をもって構成するものとする。
- ②実施本部会議において協議すべき事項は次のとおりとし、本部員の所掌事務は「札幌市緊急除雪実施本部事務分掌」（別表1）のとおりとする。
 - ア 積雪深や気象状況、排雪作業の進捗状況等の大雪時の局面（フェーズ）の判断
 - イ 応援体制やその他、雪害対応の総合調整に関すること
 - ウ その他の実施本部長が必要と認める事項

（4）実施本部事務局

- ①実施本部事務局は、建設局総務部及び建設局雪対策室（以下「雪対策室」という。）によつて構成し、事務局員は、当該部の職員をもって充てるものとする。
- ②実施本部事務局の所掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 実施本部会議の招集・運営に関すること
 - イ 雪害対応の情報収集及び整理に関すること
 - ウ 気象情報などの収集及び各部への伝達に関すること

2 区土木部及び雪対策室

（1）体制

区土木部及び雪対策室は、大雪又は暴風雪の各警報発表時や、積雪により十分な通行幅員が確保できなくなることが予想される場合、実施本部がフェーズに応じた対策が必要と判断した場合など、気象状況や道路状況に応じて警戒体制または緊急除雪体制をとり、所要の業務を行うものとする。

区の業務は、除雪対策委員会要綱（昭和53年10月20日市長決裁）に基づく区除雪対策委員会の組織体制において実施するものとする。

（2）体制の設置・解除基準

体制の設置・解除基準は「体制の設置基準」（別表2）、「体制の解除基準」（別表3）のとおりとする。

（3）体制設置時の業務内容等

体制設置時の業務内容や編成、その他必要な事項はあらかじめ定めておくものとする。

第3章 情報連絡計画

1 連絡体制

各区土木部は、各体制において必要な都度、危機管理局危機管理部（以下「危機管理部」という。）及び雪対策室へ、降雪や除雪作業の進捗等の状況を連絡するものとする。関係部局への連絡は、事項に応じて危機管理部又は雪対策室が行うものとする。

2 連絡方法

札幌市防災情報システム（Di-sys）、インターネット、電話及びFAX等により迅速に行うものとする。

第4章 広報活動計画

大雪時又は雪害時（以下「大雪時等」という。）における市民生活の混乱を防止するために、連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立し、情報を迅速かつ適切に市民に提供するものとする。

1 情報項目

次の情報から必要なものを市民に提供するものとする。

- (1) 除排雪作業に関する情報
- (2) 道路情報（通行止め）
- (3) その他必要な情報

2 広報方法及び連絡系統

市民への情報提供は、あらかじめ定めた広報担当から広報課を通じて報道機関に要請するとともに、ホームページ・SNSの活用や町内会での回覧等により行うものとする。

第5章 大雪時等の除排雪作業

1 重要路線

(1) 重要路線の定義

重要路線とは、市が管理する道路のうち、緊急輸送道路やバス路線などのライフライン確保の観点から、大雪時等には優先して除雪または排雪を行う必要のある路線とする。

(2) 重要路線の選定

市民生活の安全や道路交通機能の確保、除排雪作業の円滑な実施等を勘案して以下の路線から選定し、各区があらかじめ定めておくものとする。

- ・北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会で、第1次～第3次緊急輸送道路に指定された区間
- ・雪堆積場までのアクセス路
- ・全てのバス路線
- ・交通量が多いなど、重要な路線

2 緊急除排雪作業

(1) 道路状況の把握

大雪時等には、重要路線を中心に、市が管理する道路のパトロール等を行い、幅員や路面の状況を適切に把握することとする。

(2) 緊急除排雪作業の実施判断

バス路線等のライフラインを確保するため、緊急的に除排雪を行う必要があると当該区の維持管理課長等が判断した場合は、雪対策室と協議のうえ、緊急除雪または緊急排雪を実施することとする。

(3) 作業の優先順

緊急除排雪作業は、重要路線を優先して実施することとする。

3 フェーズに応じた対策

実施本部が「フェーズ判断基準」（別表4）に基づき、フェーズに応じた対策が必要と判断した場合、区は下記の業務を行うものとする。

(1) フェーズ1

大雪への備えとして、運搬排雪の前倒しと強化を図る。

①幹線道路

- ・該当区は雪出排雪で運搬排雪を実施する。ただし、着手が遅くなる路線は暫定措置として拡幅除雪等の実施を検討する。
- ・作業は重要路線から実施する。
- ・雪対策室は、市内部の工事発注部局にダンプトラックの派遣を要請する。

②パートナーシップ排雪の前倒しの必要性の検討

- ・該当区は生活道路の状況や、幹線道路の排雪作業の進捗状況に応じて、パートナーシップ排雪の前倒しについても検討する。

(2) フェーズ2

大雪時における一部の区の作業の遅れを取り戻すため、作業体制の強化等を実施する。

- ・各区は、自区道路維持除雪業務受託者に対し該当区への排雪作業班やダンプトラックの派遣を要請する。
- ・雪対策室は、市内部の工事発注部局や関係団体に対し、排雪作業班やダンプトラックの応援を要請する。

(3) フェーズ3

市道のパートナーシップ排雪は全区で取りやめ、札幌市が生活道路の緊急排雪を実施する。

- ①作業の効率化を図るため、各区が道路状況に応じて、生活道路を一定程度の通行幅員を確保する「幹」と、それ以外の「枝」の路線に分け、「幹」路線の排雪を優先して実施する。
- ②「幹」路線は、以下の路線から選定することとする。
 - ・ダンプトラックの経路や、周辺の「枝」路線の作業時の堆雪スペースの確保など、通行幅員を確保する必要がある路線。
 - ・地域の抜け道など、交通量が多い重要な路線。
- ③市民助成トラックの利用を予定している団体には、緊急排雪への移行を確認し、移行する場合は、札幌市が生活道路の緊急排雪を実施する。
- ④フェーズ2の応援要請に加え、雪対策室は、他道路管理者等に排雪作業班やダンプトラックの応援を要請する。

第6章 大雪時等の雪対策施設の確保

大雪時等には、時期や降雪量、雪堆積場への搬入状況等に応じて、融雪施設の稼働期間延長及び雪堆積場の緊急開設等の対応をとるものとする。

また、あらかじめ緊急開設に伴う留意点等を記載した緊急用雪堆積場カルテを作成しておくものとする。

(1) 公共専用雪対策施設

①フェーズ1

- ・融雪施設の稼働開始時期の前倒し

②フェーズ2

- ・緊急用雪堆積場、雪置き場等の開設
- ・他道路管理者との雪堆積場相互利用の拡大

③フェーズ3

- ・緊急用雪堆積場、雪置き場等の追加開設
- ・他道路管理者との雪堆積場相互利用の追加拡大
- ・融雪施設の稼働期間延長
- ・公園や学校グラウンドへの雪入れ
- ・河川敷地雪堆積場の嵩上げ

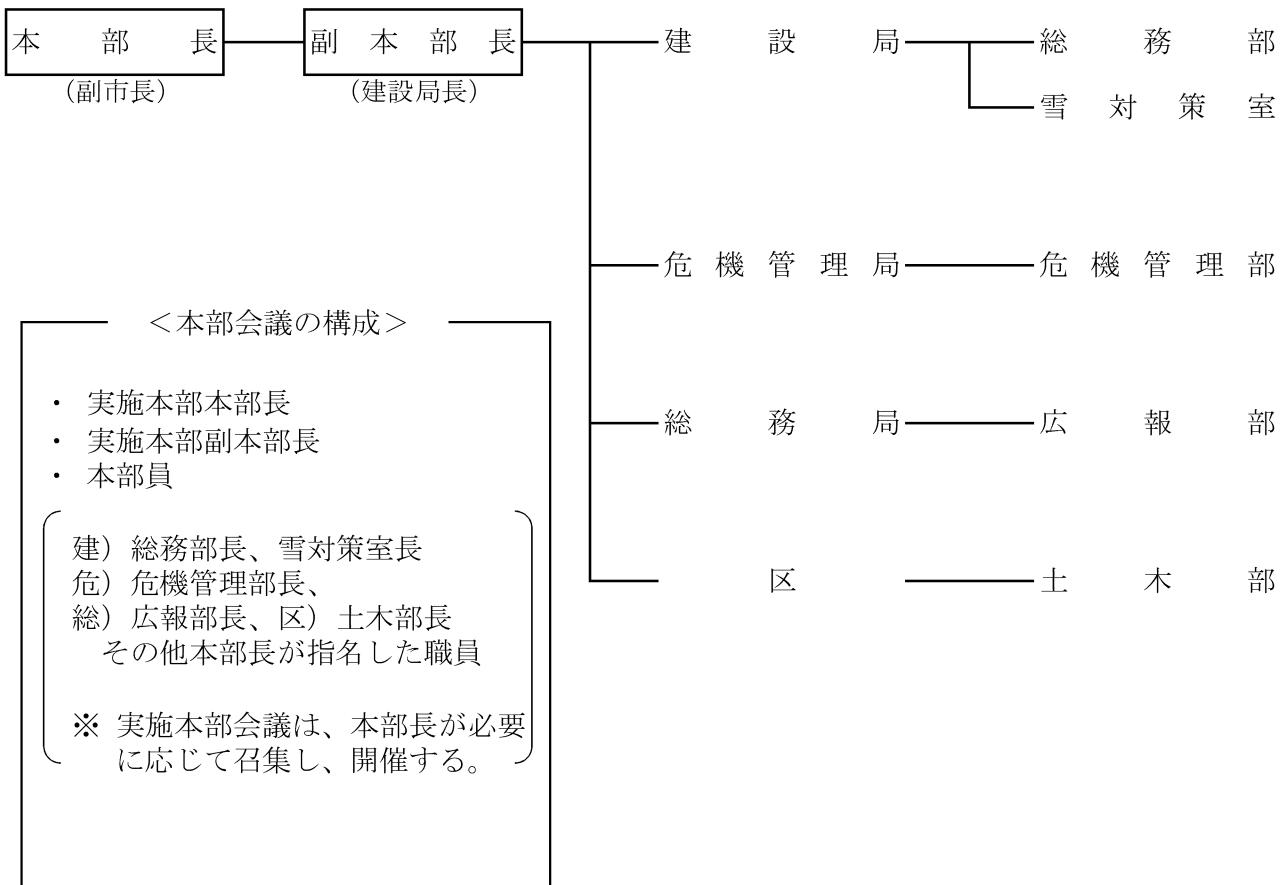
(2) 一般受入雪堆積場

搬入状況や以降の搬入可能量を勘案し、緊急用雪堆積場を開設

第7章 大雪時の対応マニュアル

第1章から第6章に基づく対応マニュアルを作成し、雪対策室と区土木部が共有しておくものとする。

札幌市緊急除排雪実施本部
組織図



札幌市緊急除排雪実施本部事務分掌

担 当 部	所 掌 事 務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の通行禁止及び制限の措置に係る総合調整並びに周知に関するここと ・警察、東日本高速道路株式会社、国道管理事務所等の関係機関との総合調整に関するここと
雪対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・実施本部会議の招集・運営に関するここと ・除排雪作業状況の情報収集及び整理に関するここと ・気象情報などの収集及び各部への伝達に関するここと
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊との総合調整に関するここと
広報部	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報及び道路除排雪作業状況などの市民への情報提供及び注意喚起に関するここと
区土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の道路交通状況及び積雪降雪状況の収集に関するここと ・市民からの問い合わせ対応に関するここと ・除雪センターとの相互連絡に関するここと ・道路の通行禁止及び制限の措置に関するここと

体制の設置基準

別表 2

体制	設 置 基 準
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 1. 札幌市に大雪又は暴風雪警報が発表された場合 2. 札幌市に大雪又は風雪注意報が発表されており、予想降雪量や過去の同時期の積雪深との比較や道路パトロールの結果等を踏まえて、警戒体制の設置が必要と当該区の維持管理課長等が判断した場合 3. 交通事業者等から通行に支障があるとの通報を複数受けるなど、このままで除雪水準が確保できなくなるおそれがあると当該区の維持管理課長等が判断した場合
緊急除排雪体制	<ul style="list-style-type: none"> 1. 道路パトロールの結果、バス路線等のライフラインを確保するため、緊急的に除排雪を行う必要があると、当該区の維持管理課長等が判断し、雪対策室と協議の上、作業を実施することとした場合※1 2. フェーズに応じた対策などを行う必要があると、札幌市緊急除排雪実施本部が判断した場合※2 <p>※1 職場での臨機な対応が伴わない場合には、雪対策室と協議の上、休日や夜間における職員の配備を判断</p> <p>※2 作業の進捗状況や道路状況を確認し、札幌市緊急除排雪実施本部と協議の上、休日や夜間における職員の配備を判断</p>

体制の解除基準

別表 3

体制	解 除 基 準
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 1. 大雪又は暴風雪警報が解除された場合（所属長が体制の継続が必要と判断した場合を除く） 2. 道路状況や気象予報等から、体制の維持が不要と当該区の維持管理課長等が判断した場合 3. 作業終了後の道路状況を確認の上、体制の維持が不要と当該区の維持管理課長等が判断した場合
緊急除排雪体制	<ul style="list-style-type: none"> 1. 当該区の維持管理課長等が、緊急除排雪作業が終了し、概ね交通が確保されていることを確認の上、雪対策室と協議し、体制の維持が不要と判断した場合 2. 当該区の維持管理課長等が、作業の進捗状況や道路状況を確認の上、札幌市緊急除排雪実施本部と協議し、体制の維持が不要と判断した場合

フェーズ判断基準

フェーズ	判断時期	判断基準
1	12月中旬 ～1月上旬	下記①又は②の何れかと③に合致する場合 ①土木センターや除雪センター等の積雪深が50cm程度に達した場合 ②週間気象予報等から、土木センターや除雪センター等の積雪深が50cm程度に達することが見込まれる場合 ③札幌管区気象台発表の1か月予報で、さらに大雪が見込まれる場合
2	1月中旬 ～3月上旬	一部の区において、1月以降の作業進捗又は土木センターや除雪センター等で30cm以上の24時間降雪を概ね1ヶ月で3回以上計測したことなどから、パートナーシップ排雪の着手及び完了が例年※より遅れることが見込まれる場合
3	1月中旬 ～3月上旬	半数以上の区において、1月以降の作業進捗又は土木センターや除雪センター等で30cm以上の24時間降雪を概ね1ヶ月で3回以上計測したことなどから、パートナーシップ排雪の着手及び完了が例年※より遅れることが見込まれる場合

※ 例年のパートナーシップ排雪

- ・着手時期：1月下旬～2月上旬
- ・完了時期：2月下旬～3月上旬